東京都市計画高度利用地区の変更 (江戸川区決定)

変更 R5.10.10 江戸川区告示 第741号

都市計画高度利用地区を次のように変更する。

四丁

月地区)

	種類 (地区名 ・区分)	面積	建築物の容積 率の最高限度 (注1)	建築物の容積率の 最低限度	建築物の建蔽率 の最高限度 (注2)	建築物の建築面 積の最低限度	壁面の位置の制限 (注3)	備考
高度利用地区(船	Aゾーン	約 1.5ha	50/10	20/10	8/10	200 m²	4. Om 2. Om 1. Om	船堀四丁目地区第 一種市街地再開発 事業施行区域
	Вゾーン	約 1. 1ha	60/10		6/10		4. Om 2. Om	

- (注1)建築基準法第52条第14項第1号の許可を受けた建築物は、その許可の範囲内において、容積率の最高限度を超えることができる。
- (注2) 建築基準法第53条第6項第1号に該当する建築物にあっては10分の2を加えた数値とする。
- (注3) 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図2に示す壁面線を越えて建築してはならない。ただし、次に掲げる各号の一に該当する場合は、この限りではない。
 - 1 落下物防止を目的とした庇等
 - 2 歩行者デッキ(昇降機能含む)及びその庇とそれらを支えるための柱等

江戸川区内のその他 の既決定の地区	面積	位置		
高度利用地区				
(小松川地区)	約 72.0ha	江戸川区小松川一丁目、小松川二丁目及び小松川三丁目各地内		
(船堀駅南口地区)	約 1.1ha	江戸川区船堀三丁目地内		
(南小岩七丁目西地区)	約 0.5ha	江戸川区南小岩七丁目地内		
(南小岩六丁目地区)	約 1.3ha	江戸川区南小岩六丁目地内		
(平井五丁目駅前地区)	約 0.7ha	江戸川区平井五丁目地内		
(JR 小岩駅北口地区)	約 2.0ha	江戸川区西小岩一丁目、南小岩七丁目各地内		
(南小岩七丁目駅前地区)	約 1.5ha	江戸川区南小岩七丁目地内		
合計	約 79.1ha			

「位置、区域及び壁面の位置の制限は、計画図表示のとおり」

理由:市街地再開発事業の実施に伴い、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、高度利用地区を変更する。

変更概要

番号	変更箇所	変更前	変更後	面積	備考
1	江戸川区船堀四丁目地内	指定なし	高度利用地区 (船堀四丁目地区)	約 2. 6ha	